

平成20年3月13日（木）

日程第53 議案第50号 訴訟の提起について

○議長（中上良隆君）日程第53 議案第50号 訴訟の提起について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）それでは、ただ今上程されました追加議案についてご説明を申し上げます。

議案第50号は訴訟の提起についてであります。元恋野診療所につきましては、その用途廃止以前から一部を亡立岡昭三氏に委託として使用を認めておりましたが、立岡氏の死後、相続財産管理人あてに建物の明渡し及び滞納賃料の請求を行ってまいりました。しかしながら、いまだ履行がなされておらず、これ以上の長期化を避けるため、当該相続財産管理人に対して建物の明渡し及び滞納賃料の請求の訴訟を提起いたしたく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、議案1件についてご説明を申し上げます。議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）市長の説明が終わりました。

これより議案第50号 訴訟の提起について 質疑を行います。

質疑ありませんか。

13番 瀧君。

○13番（瀧 洋一君）これ長期でしょうかね。明渡し請求、訴訟を起こす。これに関してはいいと思うんですが、これ裁判の結果、明け渡しとなった後、この市有地をどのように利

用されようとお考えなのかお聞かせください。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）赤塚地内にあるわけでございますけれども、集中改革プランの中でも基本的に普通財産処分も含めて、有効利用も含めて処分の方向で検討していくということでございますので、とりあえず現時点では、まずは立ち退きをしていただいて、更地にさせていただきたいということで考えております。それ以上の、今の段階ではそこまで考えてはおりません。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）とても単純な質問です。

家賃の滞納はどれぐらい続いておってこういう訴訟になったんかというところが大変気になります。というのは、町営住宅の件もそうなんですけども、長年にわたって放置しているというのは、大変大きな禍根を残しているということがありますので、これもそうなのかどうなのかという単純な質問ですので、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）これは経過といたしましては、昭和53年以前に診療所の廃止ということで、それからこの立岡氏に入居を認めておりました。そういうことで、家賃料については、手元に資料は持っておらないんですが、現時点で再三にわたる納付のお願いもしてきておったわけですが、それに応じていただけなかった。請求内容の中で、滞納賃料が18万4,500円となっております。

○議長（中上良隆君）5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）聞いているのは滞納金額じゃなくて、要するに、契約不履行の賃貸

借関係の信頼関係をやぶってからどれぐらいの期間が経過しておるんですかということをお聞きしておるんです。滞納金額は聞いてないです。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）本件の賃貸借契約の賃料につきましては、平成6年11月分から平成14年12月分までの金14万7,000円及び平成17年12月分から平成19年12月分までの金3万7,500円の合計18万4,500円となっております。

○議長（中上良隆君）答弁もれ指摘してください。

5番 中西峰雄君。

○5番（中西峰雄君）それでいいんですね。それでいいんですけども、要するに、行政ってなかなかそうはいかんというのはわかるんですけども、普通の民間の賃貸借契約であれば1年も賃料を滞らせますと、これは出ていってもらおうということになるし、出ていってもらわなければ訴訟というふうなこともとられると思うんですよ。

だから、それが何年にもわたってらちのあかん交渉をすると、こういうことは今後はないように、これを教訓として行政執行していただきたいということを要望しておきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第50号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第50号 訴訟の提起についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第54 委員会提出議案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書について

○議長（中上良隆君）日程第54 委員会提出議案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書について を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経済建設委員長 6番 清水君。

〔6番（清水信弘君）登壇〕

○6番（清水信弘君）意見書の朗読をもって提案理由の説明といたします。

道路特定財源の確保に関する意見書。

道路整備は市民生活の利便、安全・安心、地域の活性化にとって不可欠であり、住民要望も強いものがある。現在、地方においては高速道路など主要な幹線道路のネットワーク形成をはじめ、防災対策、通学路の整備や開かずの踏切対策などの安全対策、さらには救急医療など市民生活に欠かすことのできない道路整備を鋭意行っている。

また、橋梁やトンネルなどの道路施設の老朽化が進んでおり、その維持管理も行わなければならない、その費用も年々増大している。

こうした中、仮に現行の道路特定財源の暫定税率が廃止された場合、地方においては約

9,000億円の税収の減が生じ、さらに地方道路整備臨時交付金制度も廃止された場合には、合わせて1兆6,000億円規模の減収が生じることとなる。

こうしたこととなれば、本市では暫定税率の廃止による影響額が1億7,381万円、地方道路整備臨時交付金制度廃止による影響額が1億5,840万円、合計3億3,210万円（平成20年度当初予算ベース）の減収が生じることとなり、厳しい財政状況の中で道路の新設はもとより、着工中の事業の継続も困難となるなど、本市の道路整備は深刻な事態に陥ることとなる。

さらには、危機的状況にある本市の財政運営を直撃し、教育や福祉といった他の行政サービスの低下など、市民生活にも深刻な影響を及ぼしかねないことにもなる。

よって、国においては現行の道路特定財源の暫定税率を堅持し、関連法案を年度内に成立させるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成20年3月、橋本市議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策大臣、国土交通大臣。

以上でございます。議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）道路特定財源の確保に関する意見書に反対の立場で討論を行います。

今、国の悪政で医療や福祉が削られ、その上、ガソリン代の相次ぐ値上げで、市民の皆さんの暮らしと営業が大変な状況に追い込まれています。高い国民健康保険税が払えなくて保険証を取り上げられた。後期高齢者医療の導入で、もう生きていけない、高齢者は死ぬというのか。

また、業者の皆さんはガソリン代の値上げでやっていけないなど、今日、市民の皆さんの暮らしと営業は大変な状況にあります。

こうした状況下にあつて、道路特定財源を維持し、無駄な道路を含む道路だけを優先してつくり続けるのか、それとも道路だけでなく福祉や医療、介護、教育などに使えるようにするのかの選択だと思います。

ガソリンの税金は、1リットル当たり25円ですが、暫定税率としてさらに同額の25円が上乗せされ、市民が負担させられています。この上、この上乗せされた暫定税率分の法的期限が3月で切れます。この暫定税率を廃止し、ガソリン代を安くするのか、それともこのまま残すのかが問題となっております。

政府与党は、この暫定税率を10年間も延長し、年間6兆円、10年間で59兆円を道路のためだけに使い切る計画を発表いたしました。一体どんな道路をつくろうとしているのか。政府の説明は通学路の安全やバリアフリー、防災対策が大事だと説明しています。

しかし、計画の中身は生活に必要な道路に使う金額は1割しかありません。59兆円の半分は高速道路の建設費用です。

それだけではありません。紀淡海峡に橋をかける。紀淡海峡連絡道路計画が復活をいた

しました。この道路は一体どれだけの市民が利用するのでしょうか。本当に必要な道路と言えるのでしょうか。大赤字になることは火を見るよりも明らかです。

こんな計画がまかり通るのは、道路にだけ使う財源が確実に確保できる制度、道路特定財源制度があるから、無駄な道路計画が次々につくられると考えます。

マスコミの世論調査では、この道路特定財源を道路だけでなく、道路以外にも使えるようにすべきというのが過半数です。ガソリン税の上乗せをやめるべきが6割に上っています。国の悪政で福祉や医療が削られ、その上、ガソリン代の大幅値上げ、市民の皆さんの暮らしや営業が大変になっている今日、暫定税率を廃止し、道路特定財源を一般財源化することで、道路だけでなく市民の暮らしや福祉や教育に予算を使うべきと考えます。

以上、反対討論とします。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

23番 井上君。

〔23番（井上勝彦君）登壇〕

○23番（井上勝彦君）私は賛成の立場で討論させていただきたいと思えます。

なるほど反対討論された方の内容、意味もよくわかるわけなんですけれども、今意見書の中に書かれております委員長の説明のとおり、我が市におきまして、平成20年度当初予算では、要するに3億3,210万円、この中には、田原下中線の整備事業なんかも8,250万円、伏原田原線整備事業990万円、中心市街地土地区画整理事業交付金ということで6,600万円ということで、本市におきましては、今継続している事業があります。そういうことで、橋本市におきましても国道371号、それから京奈和自動車道、これがもしとまるということになりますと、前を向いていかなくなると。橋本市におきましては、観光、それから施設、

企業誘致ということで、私たちがまちの活性ということで一生懸命取り組んでおります。

それに一番大事なのというのは、やっぱり道路がきちんと整備されなければ、途中でとまってしまうということになりますと、大変なことになります。

私は、国のやり方につきましては、いわば防衛費の予算の削減とか、そういったことで、福祉とか教育、そういうところへ回す、そういうやり方というのは国としてあると思えます。

道路特定財源そのものにつきましては、要するに、車を持っていない人と持っている人との違いということも考えて、持ってない人につきましては、ガソリン25円、高い安いは関係ないという人もおります、中には。

そういうことで、本市におきまして一番大事な岐路に立っております。暫定的に先はどうあろうとも、ここ5年間ないし短い期間でありますけれども、まちの道路の整備をきちんとしていただくためには、どうしても特定財源の確保が大事であるということでありませぬ。

そういう意味でありまして、何としても成立をしていただいて、地域の活性化につなげていきたいなと思うわけでありませぬ。

そういう意味で私は賛成の討論とさせていただきます。

○議長（中上良隆君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 道路特定財源の確保に関する意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中上良隆君）起立多数であります。

よって、委員会提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今意見書案1件が議決されましたが、その字句、数字その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（中上良隆君）以上で、本日の日程は終わりました。

お諮りいたします。明3月14日から3月26日までの13日間は委員会審査等のため休会とし、3月27日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（中上良隆君）この際、各委員会の開催日程等について日程表を配付いたさせます。

（職員・日程表配付）

○議長（中上良隆君）配付もれありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中上良隆君）配付もれなしと認めます。

各委員会の開催日程等については、ただ今配付いたしました一覧表のとおりでありますので、ご出席願います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさんでした。

（午後5時59分 散会）